

「ソーシャルプラネット大分」会則

2016年5月27日版

(名称)

第1条 本会の名称を「ソーシャルプラネット大分」と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域社会の活性化と生活環境改善への貢献を主な目的として設立する。

(事業)

第3条

①本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の親密なる協働のもとに各種の事業と活動を行う。

②事業の実行にあたっては、随時に会員の協議、決定を経て実施する。

(会員)

第4条

①会員は、会の活動に賛同する大分県に居住する男女とし、年齢を問わない。

②入会、休会、退会は理事長に申し入れる。

(権利・義務)

第5条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

(組織)

第6条

本会に役員を置く。

理事長1名、副理事長1名、事務局長1名、会計1名、会計監査1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、総会において会員相互の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

但し、役員に欠員が生じた場合は、前条の規定に係わらず定期会合で後任者を選び、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会合)

第9条 本会の会合は、次のとおりとする。

(1) 総会は年度初めの4月～5月にかけて開催する。

(2) 会議必要に応じて、随時開催する。

(3) 役員会は必要に応じて、会長が召集する。

(総会の決議)

第10条 総会は会員の2/3の出席で成立し、議事は出席会意の過半数で決する。

又、会員がやむをえない事情で総会を欠席する場合は、委任状の提出をもって出席とみなす。

(総会の議長)

第11条 総会の議長は理事長が、これに当たる。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、寄付、活動謝礼金、その他をもって充てる。

(会員及び会費)

第13条 会員は個人会意と団体会員の2種とする。

会費は年間とし、個人会員=6,000円、団体会員=3,000円とする。

第14条 入会金は4000円とする。

(会計年度及び監査)

第15条 ①本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

②会計年度単位で、会計監査を行い、総会において承認する。

付記：初年度役員

理事長：荒江 進

事務局：小野 幸二郎